

2021年8月18日
富士少額短期保険株式会社

災害救助法適用地域の特別お取り扱いについて

このたびの災害により被害を受けられた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法適用地域で被災されたご契約者様からお申し出をいただいた場合、以下の特別お取り扱いをいたします。

1 保険料の払い込みについて

保険料を払い込み中のご契約で、このたびの災害の影響により払い込みが困難になられた場合、保険料の払い込みを猶予する期間を一定期間、延長いたします。

2 保険金・給付金等の簡易迅速なお支払いについて

お手続きに必要な書類を一部省略することにより、簡易迅速なお取り扱いをいたします。

お問い合わせ先

フリーダイヤル 0120-888-701

(土日・祝日・年末年始等の休業日を除く午前8時30分～午後5時)

<災害救助法の適用状況>

災害救助法適用市町村	法適用	備考
【島根県】 江津市 (ごうつし)	令和3年 8月12日	災害救助法 施行 令第1条第1 項第4号適用
【広島県】 広島市 (全区) (ひろしまし) 三次市 (みよしし) 安芸高田市 (あきたかたし) 山県郡北広島町 (やまがたぐんきたひろしまちょう)		
【福岡県】 久留米市 (くるめし)		
【佐賀県】 武雄市 (たけおし)		

嬉野市 (うれしのし) 杵島郡大町町 (きしまぐんおおまちちょう)		
【島根県】 邑智郡川本町 (おおちぐんかわもとまち) 邑智郡美郷町 (おおちぐんみさとちょう)	令和3年 8月13日	災害救助法 施行 令第1条第1 項第4号適用

(2021年8月13日～14日公表)